

項目	解説
概要	公正証書にしようとする契約文書等のほかに、その当事者を確認する資料が必要です。
当事者本人が 公証役場に行く場合	<p>【当事者が個人の場合】</p> <p>以下組み合わせのうち、いずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証と認印</li> <li>・パスポートと認印</li> <li>・住民基本台帳カードと認印</li> <li>・印鑑証明書と実印</li> </ul> <p>【当事者が法人の場合】</p> <p>以下組み合わせのうち、いずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者事項証明書と代表者印及びその印鑑証明書</li> <li>・法人の登記事項証明書と代表者印及びその印鑑証明書</li> </ul>
代理人が 公証役場に行く場合	<p>以下項目①～③まで、すべて必要</p> <p>①本人作成の委任状 本人の実印(法人の場合は代表者印)を押印します。 委任状には、契約内容が記載されていることが必要です。 委任内容が別の書面に記載されているときは、その書面を添付して契印します。</p> <p>②本人の印鑑証明書 法人の場合は、代表者印の印鑑証明書と、 代表者事項証明書、又は、法人の登記事項証明書が必要です。</p> <p>③代理人の本人確認資料 以下組み合わせのうち、いずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証と認印</li> <li>・パスポートと認印</li> <li>・住民基本台帳カードと認印</li> <li>・印鑑証明書と実印</li> </ul>
印鑑証明書等の 有効期限	印鑑証明書、代表者事項証明書、法人の登記事項証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。
作成手続きの代理	遺言以外の公正証書は、本人の委任状を持った代理人でも手続きできます。ただし、双方の代理を一人で行うことはできません。